

(仮称)長野県諏訪保健福祉事務所 社会福祉施設等に対する
衛生防護用品等の緊急支援(貸与)規定 骨子 (案)

- (趣旨/目的) 施設等における感染者発生直後5日間に不足する用品を確保する
(もって、サービスの継続を図る)
- (対象施設等) 諏訪管内の社会福祉施設・事業所等
(高齢者福祉、障がい福祉、児童福祉、救護施設等)
- (支援(貸与)する品目) N95 マスク、ゴーグル、フェイスシールド
アイソレーションガウン、手袋、キャップ
- (支援(貸与)する数量) 5日分の使用見込み量から、申請時点の在庫量を引いた量とする
※ 使用見込み量 = (ア+イ) × 5日分
ア 感染者数と濃厚接触者数の合計 (利用定員を上限)
イ 感染者等に直接対応する職員数
- (申請方法) 支援(貸与)申請書をファクシミリ又は電子メールにて提出とし、緊急
の場合は電話による申請も可とするが、その場合は翌日までに申請書を
提出する
- (承認手続) 申請の翌日(休日の場合はその翌開庁日)までに電話で決定数量等を
連絡し、引き渡しの際に決定通知書を交付する
- (引渡の方法) 保健福祉事務所で引き渡すほか、保健師等による現地指導に伴い施設
で引き渡す場合がある
施設側は引き渡しの際に受領書(確認書)を提出する
- (支援(貸与)品の返却) 支援(貸与)を受けた施設等は同種同等品同量の発注を行い、それらの
納入後に保健福祉事務所に返却する
- (費用負担等) 支援(貸与)する用品については無料とする。ただし、これらの運搬に
要する経費は施設等の負担とする
- (数量等の変更) 感染者の増加、納品の遅れ等により追加の支援(貸与)が必要な場合
は、改めての申請による
- (その他) 保健福祉事務所は支援(貸与)事業所から受入れた品目を専らこの支援
(貸与)のためのみに使用するものとする

附則

この規定は令和■年■月■日から施行する。